

(案)

情 審 通 第 ※ ※ 号

平 成 2 0 年 1 月 ※ ※ 日

総務大臣 増田 寛也 殿

情報通信審議会

会長 庄山 悦彦

印

答 申 書

平成19年8月31日付け諮問第1190号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

株式会社アイ・キャンの再送信同意裁定申請については、別紙のとおり裁定することが適当である。

以上

主 文

株式会社広島ホームテレビは、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を株式会社アイ・キャンが再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

株式会社広島ホームテレビ広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

山口県岩国市の一部、玖珂郡和木町の全域（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記 1 のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

<p>岩国市</p>	<p>室の木町1丁目、室の木町4丁目、麻里布町1丁目から7丁目まで、錦見4丁目から8丁目まで、岩国1丁目から3丁目まで、山手町1丁目から4丁目まで、今津町1丁目から6丁目まで、装束町1丁目、装束町4丁目から6丁目まで、新港町2丁目から4丁目まで、立石町1丁目から3丁目まで、昭和町1丁目から3丁目まで、元町1丁目から4丁目まで、三笠町1丁目から3丁目まで、川口町1丁目から2丁目まで、桂町1丁目から2丁目まで、川下町1丁目から3丁目まで、車町1丁目から3丁目まで、中津町1丁目から3丁目まで、楠町1丁目から3丁目まで、牛野谷町1丁目から3丁目まで、門前町1丁目から3丁目まで、尾津町1丁目から2丁目まで、南岩国町1丁目から2丁目まで、平田1丁目、平田4丁目から6丁目まで、旭町1丁目から3丁目までの各全域</p> <p>室の木町2丁目から3丁目まで、室の木町5丁目、錦見1丁目から3丁目まで、岩国4丁目から5丁目まで、砂山町1丁目から2丁目まで、平田2丁目から3丁目まで、川西1丁目から4丁目まで、横山1丁目から3丁目まで、南岩国町3丁目から4丁目まで、装束町2丁目から3丁目まで、新港町1丁目、新港町5丁目、飯田町2丁目、門前町4丁目、尾津町3丁目、立石町4丁目の各一部</p> <p>南岩国町5丁目、海土路町2丁目、藤生町2丁目から3丁目まで、黒磯町1丁目から2丁目まで、青木町1丁目から2丁目までの各全域</p> <p>海土路町1丁目、灘町、門前町5丁目、尾津町4丁目から5丁目まで、藤生町1丁目、藤生町4丁目から5丁目まで、黒磯町3丁目、青木町3丁目から4丁目まで、保津町1丁目から2丁目まで、通津の各一部</p> <p>下の一部</p> <p>御庄1丁目から5丁目までの全域</p> <p>関戸、多田、大字御庄の各一部</p>
<p>岩国市 美和町</p>	<p>生見、秋掛、阿賀、大根川、北中山、黒沢、上駄床、岸根、釜ヶ原、洪前、佐坂、下畑、瀬戸ノ内、田ノ口、長谷、中垣内、滑、西畑、日宛、百合谷の全域</p>
<p>岩国市 本郷町</p>	<p>宇塚、西黒沢、本郷、本谷、波野の全域</p>
<p>岩国市 由宇町</p>	<p>上北、中村、由宇崎、北区、堀田の各全域</p> <p>峇清、横道、寺迫、南沖1丁目から4丁目まで、千鳥ヶ丘1丁目から3丁目まで、南1丁目から5丁目まで、港1丁目から3丁目まで、中央1丁目から2丁目まで、中倉、小槇、有家、笠塚、清水、正南、西区、山崎、岩倉、長田の各一部</p>
<p>玖珂郡 和木町</p>	<p>関ヶ浜1丁目から2丁目まで、大字関ヶ浜、瀬田1丁目から4丁目まで、大字瀬田、和木町1丁目から6丁目までの各全域</p>

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成2年11月9日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県岩国市の一部、玖珂郡和木町の全域において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、広島県広島市所在の放送事業者である株式会社広島ホームテレビ（以下「HOME」という。）の同意を得て、平成4年6月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成16年10月31日まで再送信同意書を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。申請の概要は、次のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

ア 再送信しようとするテレビジョン放送

主文の1のとおり

イ 再送信の業務を行おうとする区域

主文の2のとおり

ウ 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

エ 希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成4年6月に開局し、申請者の業務エリアである岩国市、玖珂郡和木町においては、元々、地域性、生活圈、経済圏、電波受信状況の点から、広島県放送局、山口県放送局の両方を視聴しており、開局当初から両県の放送事業者（株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社テレビ新広島、HOME、日本放送協会、山口放送株式会社（以下「KRY」という。）、テレビ山口株式会社、山口朝日放送株式会社（以下「YAB」という。））の同意を得て電波を同時再送信してきた。

平成16年10月の再送信同意更新申請の際に、「山口県内同系列局の許可が無ければ同意は出せないが、再送信を停止しろとは言わない」と言われ、再送信同意書が得られずに、協議中という状況で現在まで経過した。

対立点	HOMEの主張	申請者の主張
①地上放送が県域	総合通信局に免許申	岩国市および玖珂郡和木町は広島県に隣接

<p>免許となっているので、基本的に県外には同意できない</p>	<p>請を行っているのが広島県エリアであり、山口県は免許エリアではないので、同意できない。</p>	<p>しており、地域性、生活圈、経済圏、電波受信状況の点から元々、広島県放送局、山口県放送局の両方を視聴する習慣が数十年続いている。</p> <p>建造物による電波障害(防衛施設庁、県営住宅、アライブのアナログch変更対策、一般マンション等)の対策でも広島波、山口波の両方を補償している。</p> <p>岩国市の中には地域によって愛媛波を視聴している所もあるが、経済圏が違うため愛媛波を再送信するつもりはない。</p>
<p>②放送エリアの問題で、旧岩国市と合併後の岩国市で考え方が異なる</p>	<p>基本的に広島県内が放送エリアで、旧岩国市や由宇町等については電波が漏れて受信可能であることはわかっているので、放送エリアと考えて同意しても良いと考えている。</p> <p>しかし合併後のその他の岩国市域は放送エリアとは考えていないので、同意できない。</p>	<p>岩国市域において、広島波は一般家屋のアンテナでも普通に受信、視聴している電波であり、共同受信施設でも受信、視聴していた電波がアンテナからの移管や既設共同受信施設の老朽化、デジタル化が出来ない施設の移管策として有線テレビジョン放送を導入しているのに、移管前の放送内容が引き継げないのは有線テレビジョン放送の視聴者にとって不利益となる。</p> <p>HOMEは美和町内最大規模の共同受信施設をはじめ、過去に再送信同意書を出していた経緯もある。</p> <p>また、合併後の岩国市で地域情報格差是正のため、有線テレビジョン放送網を整備しているにもかかわらず情報格差が広がることは矛盾している。</p> <p>山口波はサテライト局の電波を受信、広島波は親局の電波が受信できるので、広島波のほうが画質が良く、住民はそれを見る傾向が強い。</p> <p>HOMEのタイムテーブルに掲載されているサービスエリア(視聴可能エリア)には、岩国市はもちろん岩国市全域がサービスエリアとして記載されてある。</p>
<p>③山口県内民間放送事業者(同系列)の許可がないと同意できない</p>	<p>区域外波となるので、山口県内同系列局(YAB)の許可を得なければ同意はできない。</p>	<p>山口県内同系列局であるYABへも何度も訪問し、申請者の状況は理解してもらっているが、許可はもらえない状況。</p> <p>また、YABは平成5年開局の比較的新しい局</p>

		で電波送信所も少なく、受信している世帯、共同受信施設は少ないという現実があり、申請者の加入者が増加することによりYABを視聴可能になる世帯も増加しているという状況もある。
④著作権等の権利処理の問題がクリアされないと放送事業者側に問題が降りかかる可能性があり、同意できない	5団体処理を行っているのはわかったが、その他の音楽事業者協会などは、広島県に許可をもらっているのに勝手に山口県に流すと問題になる。 全ての権利処理についてクリアにならないと同意できない。	権利処理について5団体は対応済で、JASRACは区域外放送分も支払っている。音楽事業者協議会と日本CATV連盟のルール作りの協議も始まったと聞いている。その他の団体は日本CATV連盟本部で対応協議する準備ができていて協議がまとまり次第、各有線テレビジョン放送事業者へ報告が下りてきて対応することとなっている。 また広島東洋カープ球団にもお願いに行き、岩国市は放送範囲だと口頭で許可をもらった。
⑤有線テレビジョン放送事業者がエリア拡張するにあたって、再送信地域も広がっていくのは問題があり、同意できない	営利目的である有線テレビジョン放送事業者がエリア拡張をするともにHOMEの放送エリアも広がっていくのは免許制度、放送エリアの観点から同意できない部分である。	共同受信施設の移管に関しては、営利目的の多チャンネルコースを押し付けるのではなく、共同受信施設救済の為に再送信のみのコースを月額900円として特別に設けている。 また、岩国市域は両県の放送を見られることが当然となっているので、申請者は「CATVに加入したら区域外波が見られる」という営業はしていない。
⑥広島県のみCM（全国ネット、広島ローカル）の扱いや権利で問題が発生する可能性がある	例えば、全国チェーン展開のコンビニエンス店が広島県限定のCMを流して、山口県民が誤解をすることがあるかもしれないという問題を引き起こす可能性があるため、同意できない。	地域限定のCMに関しては、視聴者側の認識の問題であり、今まで問題がおきたことはないと思われる。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

HOMEが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

（1）法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア HOMEは、電波法第7条に基づき免許を交付された放送事業者であり、その放送対象地域は広島県と示されている。HOMEの番組編成、報道取材、番組制作、営業活動等は、広島県内の視聴者に対しての情報提供を主たる目的としているものであり、県域放送を基本とする現行の放送制度の枠組みの中で事業を営んでいる。この基本原則からして、有線テレビジョン放送事業者の区域外送信を安易に容認していくことは、放送制度の整合性を根幹から損なうと考える。また、法における「大臣裁定」判断基準は、昭和61年第104国会、衆議院通信委員会で示された「5つの基準」が「正当な理由」として定められているが、その当時と現在の有線テレビジョン放送事業者の経営環境（特に営業範囲）が大きく変化し、営利企業として経営基盤が確立されている状況にある中、電波法と法の2つの法令の矛盾点が浮き彫りになっており整合性がない。

なお、申請者は所在地が岩国市でHOMEの放送地域の広島県に隣接しており、HOMEの放送電波が直接受信できる環境にあるため、過去再送信に同意をしてきた経緯があり、また今回も申請者と協議した結果、直接受信可能な地域（旧岩国市内）については、HOMEは同意の意向を示した。

しかしながら、申請者は自社の営業地域を拡大し、HOMEに同意を求めてきたため、その拡大地域（HOMEの電波を直接受信出来ない地域）についてHOMEは拒絶に至った。

イ 山口県においては、HOMEと同一のテレビ朝日系列に属する、YABがある。

YABの現行の基本編成は週5、820分、全番組中64%がHOMEと同一番組であり、また、ゴールデン・プライムの時間帯に限って算出すると、基本編成はミニ番組、単発番組を除くと100%が同じ番組であり、山口県民に対する他地域との格差はなく、HOMEの放送を山口県内に再送信する根拠をもたないとする。

ウ 平成5年のYABの開局を根拠に情報の格差は解消されたことにより、HOMEは平成16年10月31日の同意期限を最後として申請者に対して、再送信の同意を行っていない。

しかしながら、申請者は再送信同意書に基づかないHOMEの再送信を続けており現段階では法違反とHOMEは認識している。このような違法再送信を続けている申請者は、有線テレビジョン放送事業者としての適格性に欠けると判断する。また、違反をしている有線テレビジョン

放送事業者が裁定制度によって救済されるのは疑問である。

エ 民間放送事業者は電波法、放送法で定められたとおり放送地域の視聴者に地域限定情報番組（自社制作番組）「地域のニュース、天気予報、経済番組、生活情報番組等」を制作し放送している。この自社制作番組においては高価な設備（スタジオ、カメラ、中継車、伝送設備、ヘリコプター等）を使用し、多大なマンパワーをかけ番組制作に多額の費用を投入している。その経費は民間放送事業者の経営に大きなウェイトを占めている。

山口県を放送対象地域とする放送事業者が、区域外再送信によって経済的な打撃を受け、十分なローカル制作番組が放送出来なくなれば、それは山口県民（特に有料である有線テレビジョン放送に加入していない県民）にとって大きな損失である。

また、山口県を対象とするテレビ広告媒体が衰退することは、同県での広告活動を通じて経済活動を行おうとするスポンサーにとって由々しき問題である。山口県内のスポンサーによる山口の放送事業者への広告出稿は、放送事業者とスポンサーあるいは県民も含めお互いの経済、文化活動を高める機能がある。このようなことは山口の放送事業者だけにしかできない。

広島放送事業者の広告を視ていては、山口県の地場スポンサーが発展しないし、また、出稿先が弱体化したりすれば、それは山口県経済の発展の意味からも問題があると考えられる。

区域外再送信は有線テレビジョン放送事業者の単なる客集めの手段にすぎず、結果的に山口県の経済、文化の地盤沈下に拍車を駆ける要因となりかねない。

オ HOMEの全放送番組には「著作隣接権」、自社制作番組については「著作権」も有している。よって今回の法上の「同意」と著作権法上の「許諾権」とは全く別ということがご理解頂けるものと思う。

今回の区域外再送信問題は、法のみで裁定するのではなく著作権法との整合性を保った上での裁定をお願いしたい。

（２）協議の経過

HOMEは、平成16年10月から平成19年5月まで6回協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実を立証することが求められている。

ついては、以下において、HOMEが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

- (1) 区域外再送信を安易に容認することは放送制度の整合性を根幹から損なうこと等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

HOMEの主張は、2(1)アのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (2) 情報の格差が無いことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

HOMEの主張は、2(1)イのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (3) 有線テレビジョン放送事業者としての不適格性を理由に再送信に係る同意をしないことについて

HOMEの主張は、2(1)ウのとおりである。しかしながら、本件は、HOMEから再送信の同意を得た申請者が、その後、放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により、同意の更新等がなされなくなったため、申請してきたものと考えられる。また、申請者は、再送信を行っている事情については、基本的に受信者の利益の保護としている。さらに、

本件には、過去一度も同意を得ずに再送信が行われている区域も含まれるが、過去同意を得た地域と同様に放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により同意が得られなかったものと考えられることに加え、その規模等を勘案すれば、再送信を行うことについての適格性の判断を左右する事情とまでは認められない。加えて、申請者は、今後、同様の事態の再発を防止するため、再送信を担当する役員を置き、重点項目として期限管理を厳しく行うとともに、HOMEと十分に協議を行う等としている。これらを踏まえれば、申請者がHOMEの放送の再送信を行うことについて不適格であるとまで断定することはできず、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由があるとは認められない。

(4) 山口県民等への影響ということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

HOMEの主張は、2(1)エのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5) 法と著作権法の整合性を理由に再送信に係る同意をしないことについて

HOMEの主張は、2(1)オのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、HOMEが、申請者に対し、その広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

主 文

株式会社テレビ新広島は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を株式会社アイ・キャンが再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

株式会社テレビ新広島広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

山口県岩国市の一部、玖珂郡和木町の全域（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

<p>岩国市</p>	<p>室の木町1丁目、室の木町4丁目、麻里布町1丁目から7丁目まで、錦見4丁目から8丁目まで、岩国1丁目から3丁目まで、山手町1丁目から4丁目まで、今津町1丁目から6丁目まで、装束町1丁目、装束町4丁目から6丁目まで、新港町2丁目から4丁目まで、立石町1丁目から3丁目まで、昭和町1丁目から3丁目まで、元町1丁目から4丁目まで、三笠町1丁目から3丁目まで、川口町1丁目から2丁目まで、桂町1丁目から2丁目まで、川下町1丁目から3丁目まで、車町1丁目から3丁目まで、中津町1丁目から3丁目まで、楠町1丁目から3丁目まで、牛野谷町1丁目から3丁目まで、門前町1丁目から3丁目まで、尾津町1丁目から2丁目まで、南岩国町1丁目から2丁目まで、平田1丁目、平田4丁目から6丁目まで、旭町1丁目から3丁目までの各全域</p> <p>室の木町2丁目から3丁目まで、室の木町5丁目、錦見1丁目から3丁目まで、岩国4丁目から5丁目まで、砂山町1丁目から2丁目まで、平田2丁目から3丁目まで、川西1丁目から4丁目まで、横山1丁目から3丁目まで、南岩国町3丁目から4丁目まで、装束町2丁目から3丁目まで、新港町1丁目、新港町5丁目、飯田町2丁目、門前町4丁目、尾津町3丁目、立石町4丁目の各一部</p> <p>南岩国町5丁目、海土路町2丁目、藤生町2丁目から3丁目まで、黒磯町1丁目から2丁目まで、青木町1丁目から2丁目までの各全域</p> <p>海土路町1丁目、灘町、門前町5丁目、尾津町4丁目から5丁目まで、藤生町1丁目、藤生町4丁目から5丁目まで、黒磯町3丁目、青木町3丁目から4丁目まで、保津町1丁目から2丁目まで、通津の各一部</p> <p>下の一部</p> <p>御庄1丁目から5丁目までの全域</p> <p>関戸、多田、大字御庄の各一部</p>
<p>岩国市 美和町</p>	<p>生見、秋掛、阿賀、大根川、北中山、黒沢、上駄床、岸根、釜ヶ原、洪前、佐坂、下畑、瀬戸ノ内、田ノ口、長谷、中垣内、滑、西畑、日宛、百合谷の全域</p>
<p>岩国市 本郷町</p>	<p>宇塚、西黒沢、本郷、本谷、波野の全域</p>
<p>岩国市 由宇町</p>	<p>上北、中村、由宇崎、北区、堀田の各全域</p> <p>峇清、横道、寺迫、南沖1丁目から4丁目まで、千鳥ヶ丘1丁目から3丁目まで、南1丁目から5丁目まで、港1丁目から3丁目まで、中央1丁目から2丁目まで、中倉、小槇、有家、笠塚、清水、正南、西区、山崎、岩倉、長田の各一部</p>
<p>玖珂郡 和木町</p>	<p>関ヶ浜1丁目から2丁目まで、大字関ヶ浜、瀬田1丁目から4丁目まで、大字瀬田、和木町1丁目から6丁目までの各全域</p>

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成2年11月9日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県岩国市の一部、玖珂郡和木町の全域において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、広島県広島市所在の放送事業者である株式会社テレビ新広島（以下「TSS」という。）の同意を得て、平成4年6月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成15年10月31日まで再送信同意書（継続）を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。申請の概要は、次のとおりである。

（1）申請に係る再送信の概要

ア 再送信しようとするテレビジョン放送

主文の1のとおり

イ 再送信の業務を行おうとする区域

主文の2のとおり

ウ 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

エ 希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

（2）協議の経過

申請者は、平成4年6月に開局し、申請者の業務エリアである岩国市、玖珂郡和木町においては、元々、地域性、生活圏、経済圏、電波受信状況の点から、広島県放送局、山口県放送局の両方を視聴しており、開局当初から両県の放送事業者（株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、TSS、株式会社広島ホームテレビ、日本放送協会、山口放送株式会社（以下「KRY」という。）、テレビ山口株式会社（以下「TYS」という。）、山口朝日放送株式会社（以下「YAB」という。）の同意を得て電波を同時再送信してきた。

平成15年10月の再送信同意更新申請の際に、「山口県内3局の許可が無ければ同意は出せないが、再送信を停止しろとは言わない」と言われ、再送信同意書が得られずに、協議中という状況で現在まで経過した。

対立点	TSSの主張	申請者の主張
①地上放送が県域	総合通信局に免許申	岩国市および玖珂郡和木町は広島県に隣接

<p>免許となっているので、基本的に県外には同意できない</p>	<p>請を行っているのが広島県エリアであり、山口県は免許エリアではないので、同意できない。</p>	<p>しており、地域性、生活圏、経済圏、電波受信状況の点から元々、広島県放送局、山口県放送局の両方を視聴する習慣が数十年続いている。</p> <p>建造物による電波障害(防衛施設庁、県営住宅、アライブのアナログch変更対策、一般マンション等)の対策でも広島波、山口波の両方を補償している。</p> <p>岩国市の中には地域によって愛媛波を視聴している所もあるが、経済圏が違うため愛媛波を再送信するつもりはない。</p>
<p>②放送エリアの問題で、旧岩国市と合併後の岩国市で考え方が異なる</p>	<p>基本的に広島県内、また旧岩国市については電波が漏れて届いているのはわかっているので、放送エリアと考えてよいが、合併後のその他の岩国市域は放送エリアとは考えていないので同意できない。</p>	<p>岩国市域において、広島波は一般家屋アンテナでも普通に受信、視聴している電波であり、共同受信施設でも受信、視聴していた電波がアンテナからの移管や既設共同受信施設の老朽化、デジタル化が出来ない施設の移管策として有線テレビジョン放送を導入しているのに、移管前の放送内容が引き継げないのは有線テレビジョン放送の視聴者にとって不利益となる。</p> <p>TSSは美和町内最大規模の共同受信施設をはじめ、過去に再送信同意書を出していた経緯もある。</p> <p>また、合併後の岩国市で地域情報格差是正のため、有線テレビジョン放送網を整備しているにもかかわらず情報格差が広がることは矛盾している。</p>
<p>③山口県内民間放送事業者の許可がないと同意できない</p>	<p>区域外波となるので、山口県内放送事業者(KRY、TYS、YAB)の許可を得なければ同意はできない。</p>	<p>山口県内放送事業者のTYS、YABに関しては系列外の区域外波を流すことに反対していないが、KRYだけが関係のない系列外まで強硬に反対している。</p>
<p>④著作権等の権利処理の問題がクリアされないと放送事業者側に問題が降りかかる可能性があり、同意できない</p>	<p>5団体処理を行っているのはわかったが、その他の音楽事業者協会などは、広島県に許可をもらっているのに勝手に山口県に流すと問題にな</p>	<p>権利処理について5団体は対応済で、JASRACは区域外放送分も支払っている。その他の団体は日本CATV連盟本部で対応協議する準備ができていて協議がまとまり次第、各有線テレビジョン放送事業者へ報告が下りてきて対応することとなっている。</p>

	る。 全ての権利処理についてクリアにならないと同意できない。	また広島東洋カープ球団にもお願いに行き、岩国市は放送範囲だと口頭で許可をもらった。
⑤有線テレビジョン放送事業者がエリア拡張するにあたって、再送信地域も広がっていくのは問題があり、同意できない	営利目的である有線テレビジョン放送事業者がエリア拡張をするともにTSSの放送エリアも広がっていくというのは免許制度、放送エリアの観点から同意できない部分である。	共同受信施設の移管に関しては、営利目的の多チャンネルコースを押し付けるのではなく、共同受信施設救済の為に再送信のみのコースを月額900円として特別に設けている。 また、岩国市域は両県の放送を見られることが当然となっているので、申請者は「CATVに加入したら区域外波が見られる」という営業はしていない。
⑥広島県のみCM（全国ネット、広島ローカル）の扱いや権利で問題が発生する可能性がある	例えば、全国チェーン展開のコンビニエンス店が広島県限定のCMを流して、山口県民が誤解をすることがあるかもしれないという問題を引き起こす可能性があるため、同意できない。	地域限定のCMに関しては、視聴者側の認識の問題であり、今まで問題がおきたことはないと思われる。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

TSSが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

（1）法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 我々放送事業者は、県域免許制度のもと地上テレビ放送全体の秩序維持と健全な発展を図るという大きな責務を担っている。県境近くの中継局はもとより、全ての送信所からの電波は、県境を越えないよう最大限の努力を払い、越える場合は、地方総合通信局及び地域の放送事業者と十分な協議の上で、同意のもと、放送許可を得ている。そのような努力の一方で、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信は、再送信先の同意がなくても送信側の同意だけで再送信が可能な制度であり、区域外再送信と県域免許制度との間で大きな不整合が存在するのは明らかである。

TSSとしては、著作権法第99条にある「放送事業者は、その放送

を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利」を専有しているとの認識に立ち、区域外再送信同意については、先に述べた秩序維持のために「再送信先の放送事業者の同意を得ること」を大前提としている。

今回の申請者からの再送信同意申請は、この再送信先の放送事業者の同意を得ていないものであり、この再送信には同意はできない。

イ 平成15年10月に申請者から再送信同意申請があった時、TSSの前提である再送信先の放送事業者の同意を得るよう要請したが、申請者から、再送信先局の同意が得られないとの報告があった。そのままの状態が現在まで至っており、当然のこととしてTSSとしては再送信の同意をしていない。同意がない再送信は、法13条に違反しており、違法行為である。

大臣裁定のいわゆる「5つの基準」には、「ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題がある場合」との項目がある。TSSとしては、違法で商業行為を続ける申請者の企業姿勢は、この基準に規定された有線テレビジョン放送事業者としての適格性を欠くものであり、同意できない十分な理由であると考えられる。

ウ 昭和61年4月23日の第104国会における衆議院通信委員会の佐藤郵政大臣の答弁中、「大臣裁定」制度について「その実施に当たっては、民間同士で話すことが第一義でありまして（中略）しかしどうにもならないときには、双方の意見を十分に公平に判断した上で所定の手続きを取って裁定に持っていく…」との発言がある。審議で5つの判断基準が示されたが、この基準は、当時の有線テレビジョン放送産業が極めて零細であったため、その育成策として考えられたものであり、地上放送、有線テレビジョン放送の状況が大きく変貌した現在には、この5基準は、とても公平とはいえないものである。

我々地上放送事業者は、自主制作番組に加え、ネットを組む各局や他ネット局の番組も購入して放送している。安易な区域外再送信は、再送信先の地上放送事業者が購入して放送する前に、同じ番組が有線テレビジョン放送事業者を通じて放送される事態を生じ、再送信先の地上放送事業者に多大な不利益をもたらすものと言える。有線テレビジョン放送事業者は、昭和61年当時とは大きく異なり、いまや地上放送事業者にとって強力なライバル事業者になっている。そして、区域外再送信に同意すべき旨の大臣裁定は、有線テレビジョン放送事業者が地上放送事業者の役務にフリーライドして事業を営むことを、地上放送事業者に強制

的に認めさせるものである。

県域免許制度における秩序維持は、再送信先の地上放送事業者と再送信元の地上放送事業者が相互にその立場を尊重することで成り立っており、安易な区域外再送信は、長年築き上げてきた秩序をなし崩しにするものであり、公正な競争秩序をも破壊するものである。再送信問題に関わる5つの判断基準を現状に適したものに見直し、公平な判断をしていただくようお願いする。

エ 地上放送を再送信するためには、放送番組に係わる全ての著作権処理を行う必要がある。権利処理が必要となるものには、放送事業者が有する著作隣接権、放送番組の著作権、及び放送番組に含まれる原権利者が有する著作権等があり、申請者の裁定申請書によると、放送番組に含まれる原権利者が有する著作権等については「請求分は支払ってある」、放送事業者が有する権利については「協議して解決できる問題だ」とある。TSSとしては、番組の権利料等として一切の対価を受け取っておらず、協議もしていない。そもそも契約形態について協議する以前に、著作権法第23条、第99条にある許諾を受けないで再送信することは違法であることを申し上げているにも関わらず、申請者は協議の場を持つともせず、違法再送信を続けていることは、誠に遺憾である。また、放送番組の著作権について、ローカル制作番組に参画する著作権者等の権利者や、購入番組における映像著作権者（映画製作者等）との契約（放送事業者が放送番組の著作権者から放送権を取得する契約）は自局放送地域限定の場合が多くある。その場合、仮に区域外への再送信に同意せよとの大臣裁定が下された場合、その裁定に従って同意することが上記相手方との関係で契約違反となり、我々放送事業者がその責任を負う結果にもなりかねない。

オ 申請者には、平成15年10月の再申請までに2度の再送信同意をしているが、今般の地上放送、有線テレビジョン放送産業の変貌にかんがみ、アの項目で述べた地上放送全体の秩序維持と健全な発展という観点から、再送信先の地上放送事業者に不利益を与える行為については大きな問題であると考え、平成15年10月の申請から「再送信先の放送事業者の同意があること」を改めて区域外再送信同意の前提とした次第である。

地上放送事業者は、平成18年から開始したデジタル放送に、経営体力の限界を超える設備投資負担を強いられている。この時期に区域外再

送信による不利益が新たに加わることは、ますます経営を圧迫するものであり、再送信先の局の立場に立つと、とても安易に容認できるものではない。

また、申請者の裁定申請書には、「広島県と山口県の両方の放送を視聴する習慣がある。また、合併後の岩国市で地域情報格差が広がる」という主張がある。地上放送は無料且つ域内あまねく普及が使命であることに對し、有線テレビジョン放送は有料且つ地域限定という大きな違いがある。有線テレビジョン放送に加入したくても加入できない世帯と加入できる世帯との間の情報格差は、有線テレビジョン放送事業者の主張する問題よりはるかに大きな問題であり、我々の無料で且つあまねく普及という使命を踏みにじるものである。

カ TSSとしては、今まで述べてきた通り、法と著作権法に違反したまま営業を継続する有線テレビジョン放送事業者に有利といえる判断基準で大臣裁定を行い、再送信同意を強制することは大きな問題があると考えている。

仮に、今回、TSSの主張が受け入れられず、再送信同意を強いられるに至ったとしても、著作権法に基づく著作権者としての権利は失われるものではなく、著作権法に基づいて対価を求める権利と、差し止め請求等によって再送信を阻止できる権利について、これを留保することを明記する。

放送事業者は、多額のデジタル設備投資を行い、県内100%のカバーを早期実現すべく努力を続けている。その実現には、隣接県放送事業者との協調が大変重要な要素である。このような状況下、区域外再送信において、再送信先の放送事業者に新たな不利益を発生させる事態は極力避けたいとのTSSの考えを理解して頂き、公平な結論を下していただくよう、重ねて強く要望する。

(2) 協議の経過

TSSは、平成19年3月から5月まで3回協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせるこ

とにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実を立証することが求められている。

については、以下において、TSSが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) 再送信先の放送事業者の同意を得ていないこと等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)ア及びオのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(2) 有線テレビジョン放送事業者としての不適格性を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)イのとおりである。しかしながら、本件は、TSSから再送信の同意を得た申請者が、その後、放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により、同意の更新等がなされなくなったため、申請してきたものと考えられる。また、申請者は、再送信を行っている事情については、基本的に受信者の利益の保護としている。さらに、本件には、過去一度も同意を得ずに再送信が行われている区域も含まれるが、過去同意を得た地域と同様に放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により同意が得られなかったものと考えられることに加え、その規模等を勘案すれば、再送信を行うことについての適格性の判断を左右する事情とまでは認められない。加えて、申請者は、今後、同様の事態の再発を防止するため、再送信を担当する役員を置き、重点項目として期限管理を厳しく行うとともに、TSSと十分に協議を行う等としている。これらを踏まえれば、申請者がTSSの放送の再送信を行うことについて不適格であるとまで断定することはできず、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由があるとは認められない。

- (3) 安易な区域外再送信は、公正な競争秩序をも破壊するものであり、「5つの基準」が現状に適していないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)ウのとおりである。しかしながら、これは行政への要望事項であり、同意をしない理由とは認められないため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (4) 著作権処理に問題があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)エ及びカのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (5) 有線テレビジョン放送の加入できる世帯と加入できない世帯の情報格差を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)オのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (6) 有線テレビジョン放送事業者に有利といえる基準で大臣裁定を行い、再送信同意を強制することが大きな問題であることを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSSの主張は、2(1)カのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、TSSが、申請者に対し、その広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

主 文

広島テレビ放送株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を株式会社アイ・キャンが再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

広島テレビ放送株式会社広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

山口県岩国市の一部、玖珂郡和木町の全域（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

<p>岩国市</p>	<p>室の木町1丁目、室の木町4丁目、麻里布町1丁目から7丁目まで、錦見4丁目から8丁目まで、岩国1丁目から3丁目まで、山手町1丁目から4丁目まで、今津町1丁目から6丁目まで、装束町1丁目、装束町4丁目から6丁目まで、新港町2丁目から4丁目まで、立石町1丁目から3丁目まで、昭和町1丁目から3丁目まで、元町1丁目から4丁目まで、三笠町1丁目から3丁目まで、川口町1丁目から2丁目まで、桂町1丁目から2丁目まで、川下町1丁目から3丁目まで、車町1丁目から3丁目まで、中津町1丁目から3丁目まで、楠町1丁目から3丁目まで、牛野谷町1丁目から3丁目まで、門前町1丁目から3丁目まで、尾津町1丁目から2丁目まで、南岩国町1丁目から2丁目まで、平田1丁目、平田4丁目から6丁目まで、旭町1丁目から3丁目までの各全域</p> <p>室の木町2丁目から3丁目まで、室の木町5丁目、錦見1丁目から3丁目まで、岩国4丁目から5丁目まで、砂山町1丁目から2丁目まで、平田2丁目から3丁目まで、川西1丁目から4丁目まで、横山1丁目から3丁目まで、南岩国町3丁目から4丁目まで、装束町2丁目から3丁目まで、新港町1丁目、新港町5丁目、飯田町2丁目、門前町4丁目、尾津町3丁目、立石町4丁目の各一部</p> <p>南岩国町5丁目、海土路町2丁目、藤生町2丁目から3丁目まで、黒磯町1丁目から2丁目まで、青木町1丁目から2丁目までの各全域</p> <p>海土路町1丁目、灘町、門前町5丁目、尾津町4丁目から5丁目まで、藤生町1丁目、藤生町4丁目から5丁目まで、黒磯町3丁目、青木町3丁目から4丁目まで、保津町1丁目から2丁目まで、通津の各一部</p> <p>下の一部</p> <p>御庄1丁目から5丁目までの全域</p> <p>関戸、多田、大字御庄の各一部</p>
<p>岩国市 美和町</p>	<p>生見、秋掛、阿賀、大根川、北中山、黒沢、上駄床、岸根、釜ヶ原、渋前、佐坂、下畑、瀬戸ノ内、田ノ口、長谷、中垣内、滑、西畑、日宛、百合谷の全域</p>
<p>岩国市 本郷町</p>	<p>宇塚、西黒沢、本郷、本谷、波野の全域</p>
<p>岩国市 由宇町</p>	<p>上北、中村、由宇崎、北区、堀田の各全域</p> <p>峇清、横道、寺迫、南沖1丁目から4丁目まで、千鳥ヶ丘1丁目から3丁目まで、南1丁目から5丁目まで、港1丁目から3丁目まで、中央1丁目から2丁目まで、中倉、小槇、有家、笠塚、清水、正南、西区、山崎、岩倉、長田の各一部</p>
<p>玖珂郡 和木町</p>	<p>関ヶ浜1丁目から2丁目まで、大字関ヶ浜、瀬田1丁目から4丁目まで、大字瀬田、和木町1丁目から6丁目までの各全域</p>

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成2年11月9日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県岩国市の一部、玖珂郡和木町の全域において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、広島県広島市所在の放送事業者である広島テレビ放送株式会社（以下「HTV」という。）の同意を得て、平成4年6月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成15年10月31日まで再送信同意書を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。申請の概要は、次のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送
主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域
主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法
同時再送信による放送
- エ 希望する再送信の開始日
裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成4年6月に開局し、申請者の業務エリアである岩国市、玖珂郡和木町においては、元々、地域性、生活圈、経済圏、電波受信状況の点から、広島県放送局、山口県放送局の両方を視聴しており、開局当初から両県の民間放送事業者（株式会社中国放送、HTV、株式会社テレビ新広島、株式会社広島ホームテレビ、日本放送協会、山口放送株式会社（以下「KRY」という。）、テレビ山口株式会社、山口朝日放送株式会社）の同意を得て電波を同時再送信してきた。

平成15年10月の再送信同意更新申請の際に、「山口県内同系列局の許可が無ければ同意は出せないが、再送信を停止しろとは言わない」と言われ、再送信同意書が得られずに、協議中という状況で現在まで経過した。

対立点	HTVの主張	申請者の主張
①地上放送が	総合通信局に免許申請を	岩国市および玖珂郡和木町は広島県に

<p>県域免許となっているので、基本的に広島県外には同意できない</p>	<p>行っているのが広島県エリアであり、山口県は免許エリアではないので、同意できない。</p>	<p>隣接しており、地域性、生活圏、経済圏、電波受信状況の点から元々、広島県放送局、山口県放送局の両方を視聴する習慣が数十年続いている。</p> <p>建造物による電波障害(防衛施設庁、県営住宅、アライブのアナログch変更対策、一般マンション等)の対策でも広島波、山口波の両方を補償している。</p> <p>岩国市の中には地域によって愛媛波を視聴している所もあるが、経済圏が違うため愛媛波を再送信するつもりはない。</p>
<p>②放送エリアの問題で、旧岩国市と合併後の岩国市で考え方が異なる</p>	<p>基本的に広島県内が放送エリアで、旧岩国市や由宇町等については電波が漏れて受信可能であることはわかっているため、放送エリアと考えていて同意しても良いと考えている。</p> <p>しかし合併後のその他の岩国市域は放送エリアとは考えていないので、同意できない。</p> <p>共同受信施設が受信、視聴していることについて、HTVとしては視聴できているとは考えていない。</p>	<p>岩国市域において、広島波は一般家屋のアンテナでも普通に受信、視聴している電波であり、共同受信施設でも受信、視聴していた電波がアンテナからの移管や既設共同受信施設の老朽化、デジタル化が出来ない施設の移管策として有線テレビジョン放送を導入しているのに、移管前の放送内容が引き継げないのは加入者にとって不利益となる。</p> <p>HTVは美和町内最大規模の共同受信施設をはじめ、過去に再送信同意書を出していた経緯もある。</p> <p>また、合併後の岩国市で地域情報格差是正のため、有線テレビジョン放送網を整備しているにもかかわらず情報格差が広がることは矛盾している。</p> <p>山口波はサテライト局の電波を受信、広島波は親局の電波が受信できるので、広島波のほうが画質が良く、住民はそちらを見る傾向が強い。</p> <p>HTVのタイムテーブルに掲載されているサービスエリア(視聴可能エリア)には、岩国市はもちろん山口県東部がサービスエリアとして記載されてある。</p>
<p>③山口県内民間放送事業者</p>	<p>区域外波となるので、山口県内同系列放送事業者(KR</p>	<p>山口県内同系列放送事業者であるKRYへも何度もお願いに行っているが、民放連と</p>

<p>(同系列)の許可がないと同意できない</p>	<p>Y)の許可を得なければ同意はできない。</p>	<p>同様の返答となっている。 またKRYは、申請者と同様の状況にある下関市の有線テレビジョン放送事業者の新規エリアに対し、九州の同系列区域外波(株式会社福岡放送)の再送信に関し許可を出したと聞いていて、現実に同時再送信を行っているのに何故申請者に対してはこのような返答なのか、納得できない。</p>
<p>④著作権等の権利処理の問題がクリアされないと放送事業者側に問題が降りかかる可能性があり、同意できない</p>	<p>5団体処理を行っているのはわかったが、その他の音楽事業者協会などは、広島県に対して許可をもらっているのに山口県に流すと問題になる。 全ての権利処理についてクリアにならないと同意できない。</p>	<p>権利処理について5団体は対応済で、JASRACは区域外放送分も支払っている。音楽事業者協議会と日本CATV連盟のルール作りの協議も始まったと聞いている。その他の団体は日本CATV連盟本部で対応協議する準備ができていて協議がまとまり次第、各有線テレビジョン放送事業者へ報告が下りてきて対応することとなっている。 また広島東洋カープ球団にもお願いに行き、岩国市は放送範囲だと口頭で許可をもらった。 旧岩国市は同意してもよいが、広島に隣接している美和町等を不同意というのは、著作権等の権利問題を主張するHTVの説明には矛盾がある。</p>
<p>⑤有線テレビジョン放送事業者がエリア拡張するにあたって、再送信地域も広がっていくのは問題があり、同意できない</p>	<p>営利目的である有線テレビジョン放送事業者がエリア拡張をするとともにHTVの放送エリアも広がっていくのは免許制度、放送エリアの観点から同意できない部分がある。</p>	<p>共同受信施設の移管に関しては、営利目的の多チャンネルコースを押し付けるのではなく、共同受信施設救済の為に再送信のみのコースを月額900円として特別に設けている。 また、岩国市域は両県の放送を見られることが当然となっているので、申請者は「CATVに加入したら区域外波が見られる」という営業はしていない。</p>
<p>⑥広島県のみCM(全国ネット、広島ローカル)の扱いや</p>	<p>例えば、全国チェーン展開のコンビニエンス店が広島県限定のCMを流して、山口県民が誤解をすることがあるか</p>	<p>地域限定のCMに関しては、視聴者側の認識の問題であり、今まで問題がおきたことはないと思われる。</p>

権利で問題が発生する可能性はある	もしれない。スポンサーへの説明も難しい。	
------------------	----------------------	--

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

HTVが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

(1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 申請者の再送信同意は平成15年10月31日で期限が切れている。それ以降も申請者は同意なき再送信を続けており、違法状態が続いていると認識している。

申請者は、中国総合通信局から再送信同意を得るために協議をするように指導を受け、平成19年3月に協議の申し入れをしてきた。5月までに計3回の協議を行ったが、5月9日の協議では、中国総合通信局から「5月31日までに適法状態になるよう再送信の同意を得ること、同意が得られない場合は送信の停止もしくは大臣裁定の申請をするよう」に指導されているとの説明があった。

そして、5月30日申請者から「協議を続けていただいたが、中国総合通信局への業務報告の期限が来たので、不本意ながら大臣裁定を申請せざるを得なくなった」という連絡があった。協議途中の大臣裁定申請はまことに遺憾であるが、中国総合通信局の期限を切った指導により申請者は「不本意ながら」大臣裁定を申請したもので、法の要件である「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」には当らず、大臣裁定申請は不適法と考える。

イ HTVが再送信同意の前提として地元放送事業者の確認を求めていることから、平成19年5月18日、申請者の社長ほかは、KRY会長及び社長ほかを訪ね、岩国地区でのHTVの再送信について確認を求めた。これに対し、KRYは福岡波をはじめ山口県内での有線テレビジョン放送による区域外再送信による、営業的な損失があることを視聴率と売上げの関連で具体的に説明した。そして、山口県の民間放送事業者の経営基盤を崩すことが結果的に、山口県民に必要な安全情報や地域情報を伝達することも危うくするので、県外波の再送信は了承できない旨を強く表明している。

また、KRYが平成16年に申請者に対する区域内再送信を同意する

際、同意文書に、県外波の再送信は了承できない旨の文言を入れているにもかかわらず、申請者は契約条項を無視して広島波を違法再送信している。申請者は再送信同意を受けている地元放送事業者に対して信義にもとる行為をしていると言わざるを得ない。

ウ 申請者は、岩国市が広域合併した結果拡大した、美和、本郷地区にケーブル配信網を拡張し業務を開始したが、この地区についてH T Vが申請者に対しては過去一度も再送信同意をしたことがない。同意のないまま業務区域を無通告で拡大させる申請者の行為は有線テレビジョン放送事業者の適格性を疑うものである。

エ 有線テレビジョン放送事業者は、マスメディアとして公共性と高い倫理観を求められている。昭和61年（1986年）法の改正に伴い「大臣裁定」制度が導入され、今回この制度に則り大臣裁定の申請が提出されたものだが、申請者は同意なき違法再送信を続けながら大臣裁定を申請したものである。本来ならば自らの判断で違法状態を解消した上で申請すべきではないかと考える。

区域外再送信への同意を強いる大臣裁定制度は、地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、著作権のあり方の観点からも大きな問題がある。H T Vは大臣裁定制度の廃止を含む見直しを行政に要望するものであるが、昭和61年当時の委員会答弁にある「5基準」は、法の再送信にかかる大臣裁定の判断基準となっており、いわば、この「5基準」は最低限有線テレビジョン放送事業者が遵守すべき事項であると判断している。しかし、これまで述べた事実から違法再送信を続けている申請者は有線テレビジョン放送事業者としての適格性に欠けると判断せざるを得ない。

さらに、総務省から送付された文書総情域116号別添の裁定申請の概要の「7. 申請者が希望する再送信の開始日」には「裁定があり次第速やかに」と表記してあり、いかにも再送信をしていないかのように受け止められる表現があるが、現に違法再送信がなされており申告の内容に虚偽の部分がある。このように違法状態を続け、さらに事実と異なる内容で申請をした申請者は、果たして大臣裁定申請の資格があるのか。

オ H T Vは地域免許制度に基づき、広島県内を放送対象として電波による放送事業を行っている。

そもそも、民間放送は電波が受かる条件がそろえば誰でも無料で視聴

できる放送サービスである。これに対し有線テレビジョン放送は、有線テレビジョン放送事業者と加入者の間で契約をして有料で視聴する放送サービスであり、有線テレビジョン放送事業者にとっては「契約者」である。有線テレビジョン放送事業者は「契約者」のために事業活動を行い、放送事業者から再送信同意を取り、不調の場合は大臣裁定を申請して「契約者」の利益を確保する立場にある。

従って、地上放送の「視聴者」の利益と有線テレビジョン放送事業者の「契約者」の利益を区分して審議いただきたい。

有線テレビジョン放送事業者による再送信について、放送区域内では難視聴対策を主な目的に、特段の問題がない限り再送信に同意している。一方、放送区域外と判断する地域の再送信同意については、地元放送事業者の了承を得ることを前提に、視聴習慣の定着、生活圏、文化圏としての一体化、業務区域内での受信等の実態を総合的に検討し諾否を判断している。

申請者に対しては平成15年10月31日まで地元放送事業者であるKRYの了承を得た上で、旧岩国市への再送信について同意をしていた。しかし、山口県内における有線テレビジョン放送事業者の区域外再送信の拡大が地元放送事業者の視聴率の低下など経営状態に深刻な打撃を与える事態に至り、KRYから平成15年に県外波の再送信を了承できない旨連絡があった。

山口県内では主に福岡波が視聴率の大きな割合を占めるようになっており、このことによる山口県内の民間放送事業者の収益への影響は深刻になっている。KRYはHTVと同じ日本テレビ系列のローカル局として全国的なネットワークの下でCMを扱い、番組やニュースを交換するビジネススキームを成立させており、同系列の放送事業者の経営が不安定になることは、ネットワーク体制を維持する面から好ましいことではないと考える。特に報道の面においてネットワークは、ローカル局が各県で24時間取材体制を維持し、その取材内容を共有し、必要な情報を県内に伝えるという共同体である。

さらに、地元放送事業者として県民に緊急災害情報や地域情報を安定的に供給するというローカル局としての役割の面からも、同じ民間放送事業者として経営の安定が必要不可欠であるという観点から、KRYの申し入れを理解した。

そして、このことを理由に、申請者に対して県外局であるHTVの再送信は同意できない旨通告していた。

カ 申請者の申し入れにより平成19年3月から3回、誠実に対応し真摯に協議を進めてきた。この協議の中で、H T Vは、生活圏、文化圏の尊重、視聴実態などの観点から現実的な対応を提案してきた。県境の都市である旧岩国市内は山口県でありながら昭和37年9月の開局以来、H T Vの放送区域として届け出ており、営業活動も行っている。

したがって、旧岩国市はH T Vの放送区域と認識しており、再送信区域を旧岩国市に限定するならば、地元放送事業者であるK R Yの了承が得られるよう弊社からも働きかける余地があることと、なによりも視聴習慣があり有線テレビジョン放送の契約者の混乱も防止できるので、同意できる旨を表明してきた。

それにもかかわらず、申請者は、新旧業務区域一体での同意に拘泥し、協議進展を阻害し、結果違法再送信を継続することで大臣裁定を申請したものである。

加えて、H T Vは広島県東部で県境を接する岡山県井原市の井原放送については、H T Vは同系列の西日本放送株式会社（以下「R N C」という。）の確認を得て、岡山県側の再送信に同意をしている。井原放送の業務区域は一部広島県側にも存在するが、この区域への再送信は協議により広島波に限定されており、R N Cなど岡山波は再送信していない。また、平成20年3月31日を期限にH T Vの放送を岡山県側に再送信することを中止する旨の文書を受けており、双方で協議を進め妥協点を見出した結果、トラブルなく有線テレビジョン放送の契約者の混乱もなく再送信が行われており、一例として報告する。

キ 県域免許とは言え、電波が県境を越えて伝播し、受信されている事実は認めるが、放送エリアは少なくとも一般的なアンテナで個別に受信できる範囲である。申請者との協議を通じて一貫して旧岩国市についてはH T Vの放送エリアであり、区域を限定すれば再送信同意する意思を表明している。

ク 平成18年3月広域合併により岩国市域の面積はおよそ4倍に拡大している。新区域で一般的な受信方法で受信できる地域が一部あることは認める。しかし、小規模の共聴設備であるならば区域も限定され地元放送事業者の経営基盤にも影響は少ないと考えられるが、有線テレビジョン放送事業となると一般的な方法では受信不可能な区域まで規模が一気に拡大する恐れがある。

申請者の主張にあるようにH T Vは確かに過去、美和町内の共聴施設

に再送信同意を出したことはある。しかし、同意書には業態変更で同意の効力は消滅する旨表記しており、業務が申請者に移管された時点で契約は消滅している。さらに業務区域が拡大されることについては新たな契約となるが事前連絡もなく、過去共聴施設で同意をしていたとしても、有線テレビジョン放送事業者に自動的に継続される合理的理由はない。

電波の伝播状況を調査するのは異なり、有線テレビジョン放送事業者の業務区域やサービスしているチャンネルの実態をテレビ局がその地域で調査することは困難で、ひとえに有線テレビジョン放送事業者の申し出や報告で把握する以外にない。申請者は無通告で業務区域を拡大し違法再送信を行っている事実がある。その上で、有線テレビジョン放送の契約者を前面に出し再送信の要望に応えることを求めている。しかし、有線テレビジョン放送の契約者に混乱があるとすれば契約者への説明責任は無通告で業務区域を拡大し違法再送信を行っている申請者側にある。また、地域情報格差是正を区域外の広島波にまで求めているが、地域格差是正を解消するためには有線テレビジョン放送の再送信区域を際限なく拡大する必要があり、「契約者の利益」を口実にした有線テレビジョン放送事業者の不合理的で勝手な言い分であると考えられる。

ケ 著作権をどのように尊重し必要な処理をどのように進めていくかは、有線テレビジョン放送事業者のコンプライアンスに関わることであり、有線テレビジョン放送の再送信に関わる著作権の処理についてはすべて当該の有線テレビジョン放送事業者が全責任を負うのは当然のことである。しかし、そのことで放送する民間放送事業者側の著作権に関する責任がすべて免責されたわけではなく、広島の放送エリアに限定した契約で購入した番組が、同意もしていない地域で違法再送信されていることを含めて申請者が著作権処理を厳正におこなっているとは認められない。

まして、同意もなくH T Vの放送を再送信しH T Vの著作隣接権を侵害していることは許されるものではない。

コ 有線テレビジョン放送事業者による無制限な業務区域拡張は、地域免許制度の形骸化を招き、地元民間放送事業者として県民に緊急災害情報や地域情報を安定的に供給するというローカル局としての役割の面からも、経営の安定が必要不可欠であることはすでに述べた通りである。このために、地元民間放送事業者の意向を確認するなど同意についての検討は慎重に行っている。しかし、無通告で業務区域を拡大し違法再送信を続けながら、業務区域拡張を正当化することは著しく正義に反する行

為ではないか。

サ 申請者は「地域限定のCMに関しては視聴者側の認識の問題であり、今まで問題がおきたことはないと思われる」と主張している。しかし、CMは視聴者の認識ではなく、広告主の意図の問題である。この点について、約300社の広告主企業で構成されている社団法人 日本アドバタイザーズ協会は「広告主企業は広告によって自社製品だけでなく製品サービスの販売拡張やブランディング強化を目指している。その場合、全国一律の広告展開とマーケティング戦略に沿いエリアを限定した展開がある。したがって、テレビCMは放送エリアと放送期間の2つが重要な要素となり、それを逸脱すれば、マーケティングの意図を崩すことになる。広告主にとってエリアマーケティングは重要な販売戦略であり、このために知恵を絞っているわけである」「協会は民放のエリア調査を2年に1回実施し、ローカル局を含めてどの範囲まで電波が行き届いているか広告主の立場で調査し、それをもとに広告活動を実施している。広告主が知らないまま区域外送信が勝手に行われ、広告が放送として想定外の地域に届くことは問題である」と述べている。マーケティング戦略に沿い広告主が地域を限定して広告活動を行い、広告放送の収入によって民間放送事業者のビジネスモデルが確立されている。従って、広告主の意図せぬ地域へ広告放送がなされることは、マーケティングの観点からも問題があり、放送対象区域を特定する地域免許制度と区域外送信は、その点からも矛盾があるといえる。

シ HTVは県域放送局として放送区域内の放送に最大限の責任を持つとともに、山口県内であっても長年の視聴習慣がある区域については、有線テレビジョン放送の契約者の混乱を防ぎ同系列であるKRYの理解も取り付けることのできる範囲で柔軟に対応してきた。しかし、事前の連絡もなく業務区域を拡大し同意なく違法再送信を続けている上、大臣裁定により違法状態を追認させようとしていると受けとめられる申請者の行為は、有線テレビジョン放送事業者の遵法精神の面で疑問を持たざるを得ない。

加えて、著作権の適正な処理がなされるかの不安もあり、弊社の大切な商品である放送番組の再送信に現状のままでは同意はできない。

(2) 協議の経過

HTVは、平成19年3月から5月まで3回にわたり、協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実を立証することが求められている。

ついては、以下において、HTVが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) 裁定申請要件を満たさないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

HTVの主張は、2(1)アのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、中国総合通信局においては、申請後、申請者及びHTV双方に対して、当事者間による協議ではこれ以上の進展は期待できないものと直接確認している。

(2) 地元放送事業者への影響等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

HTVの主張は、2(1)イ、オ及びコのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(3) 有線テレビジョン放送事業者としての不適格性を理由に再送信に係る同意をしないことについて

HTVの主張は、2(1)ウ、エ、ク、コ及びシのとおりである。しかしながら、本件は、HTVから再送信の同意を得た申請者が、その後、放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により、同意の更新等がなされなくなったため、申請してきたものと考えられる。また、申請者は、再送信を行っている事情については、基本的に受信者の利益の保護としている。さらに、本件には、過去一度も同意を得ずに再送信が行われている区域も含まれるが、過去同意を得た地域と同様に放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により同意が得られなかったものと考えられることに加え、その規模等を勘案すれば、再送信を行うことについての適格性の判断を左右する事情とまでは認められない。加えて、申請者は、今後、同様の事態の再発を防止するため、再送信を担当する役員を置き、重点項目として期限管理を厳しく行うとともに、HTVと十分に協議を行う等としている。これらを踏まえれば、申請者がHTVの放送の再送信を行うことについて不適格であるとまで断定することはできず、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由があるとは認められない。

(4) HTVの放送区域は旧岩国市との認識であること等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

HTVの主張は、2(1)カ、キ及びクのとおりである。しかしながら裁定の判断においては、放送事業者の意思のみに基づくものではなく、放送の意図が害され、又は歪曲されているか否かを客観的に判断すべきものである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5) 著作権処理に問題があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

HTVの主張は、2(2)ケ及びシのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(6) CMの地域性等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

HTVの主張は、2(1)サのとおりである。しかしながら、この主張には、具体的事例や証拠が挙げられておらず、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲することをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、HTVが、申請者に対し、その広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

主 文

株式会社中国放送は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を株式会社アイ・キャンが再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

株式会社中国放送広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

山口県岩国市の一部（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

岩国市 美和町	生見、秋掛、阿賀、大根川、北中山、黒沢、上駄床、岸根、釜ヶ原、洪前、佐坂、 下畑、瀬戸ノ内、田ノ口、長谷、中垣内、滑、西畑、日宛、百合谷の全域
岩国市 本郷町	宇塚、西黒沢、本郷、本谷、波野の全域
岩国市 由宇町	上北、中村、由宇崎、北区、堀田の各全域 峇清、横道、寺迫、南沖1丁目から4丁目まで、千鳥ヶ丘1丁目から3丁目まで、南 1丁目から5丁目まで、港1丁目から3丁目まで、中央1丁目から2丁目まで、中 倉、小槇、有家、笠塚、清水、正南、西区、山崎、岩倉、長田の各一部

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成2年11月9日、郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県岩国市の一部、玖珂郡和木町の全域において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、広島県広島市所在の放送事業者である株式会社中国放送（以下「RCC」という。）の同意を得て、平成4年5月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、その後、新規エリアへ拡大した再送信同意について、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。申請の概要は、次のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送
主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域
主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法
同時再送信による放送
- エ 希望する再送信の開始日
裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成4年6月に開局し、申請者の業務エリアである岩国市、玖珂郡和木町においては、元々、地域性、生活圈、経済圏、電波受信状況の点から、広島県放送局、山口県放送局の両方を視聴しており、開局当初から両県の放送局（RCC、広島テレビ放送株式会社、株式会社テレビ新広島、株式会社広島ホームテレビ、日本放送協会、山口放送株式会社（以下「KRY」という。）、テレビ山口株式会社（以下「TYS」という。）、山口朝日放送株式会社（以下「YAB」という。））の同意を得て電波を同時再送信してきた。

平成18年2月の再送信同意更新申請の際に、RCCより「放送エリア以外への再送信は、番組制作及び購入時の著作権等の許諾範囲を逸脱し、RCCが結果的に契約違反を犯す可能性が発生するため不同意」という文書が送付された。既存エリアの再送信については同意を得、また、新規エリアについては再送信同意書がない状況で申請者から黙認を依頼し、現在まで経過した。

なお、申請者とRCCの意見の対立点は以下のとおり。

対立点	RCCの主張	申請者の主張
<p>①地上放送が県域免許となっているので、基本的に県外には同意できない</p>	<p>RCCは地域免許制度の下で、県域を単位として番組とCMの放送、および報道活動を行っており、この制度の意図に反する区域外再送信はRCCの県域放送の事業として馴染まない。</p>	<p>岩国市および玖珂郡和木町は広島県に隣接しており、地域性、生活圏、経済圏、電波受信状況の点から元々、広島県放送局、山口県放送局の両方を視聴する習慣が数十年続いている。</p> <p>建造物による電波障害(防衛施設庁、県営住宅、アライブのアナログch変更対策、一般マンション等)の対策でも広島波、山口波の両方を補償している。</p> <p>岩国市の中には地域によって愛媛波を視聴している所もあるが、経済圏が違うため愛媛波を再送信するつもりはない。</p>
<p>②放送エリアの問題で、旧岩国市と合併後の岩国市で考え方が異なる</p>	<p>基本的に広島県内が放送エリアで、旧岩国市については電波が漏れて受信可能であることはわかっているので、放送エリアと考えている。</p> <p>由宇町、周東町あたりも島の間を抜けて電波が受信できているという状況はわかっている。</p> <p>しかし合併後のその他の岩国市域は放送エリアとは考えていない。</p> <p>共同受信施設が受信、視聴できていることについては、RCCとしては視聴できているとは考えていない。</p>	<p>岩国市域において、広島波は一般家屋アンテナでも普通に受信、視聴している電波であり、共同受信施設でも受信、視聴していた電波がアンテナからの移管や既設共同受信施設の老朽化、デジタル化が出来ない施設の移管策として有線テレビジョン放送を導入しているのに、移管前の放送内容が引き継げないのは有線テレビジョン放送の視聴者にとって不利益となる。</p> <p>RCCは美和町内最大規模の共同受信施設をはじめ、過去に再送信同意書を出していた経緯もある。</p> <p>また、合併後の岩国市で地域情報格差是正のため、有線テレビジョン放送網を整備しているにもかかわらず情報格差が広がることは矛盾している。</p> <p>山口波はサテライト局の電波を受信、広島波は親局の電波が受信できるので、広島波のほうが画質が良く、住民はそちらを見る傾向が強い。</p> <p>RCCのタイムテーブルに掲載されているサービスエリアには、岩国市はもちろん山口県東部全体がサービスエリアとして記</p>

		載されてある。
③著作権等の権利処理の問題がクリアされないと放送事業者側に問題が降りかかる可能性があり、同意できない	<p>5団体処理を行っているのはわかったが、その他のアニメ等は区域外とか知らないのではないか。</p> <p>番組の権利保持者から権利の侵害として差し止めを求められたり、損害賠償請求を受ける可能性があり、同意できない。</p>	<p>権利処理について5団体は対応済でJASRACは区域外放送分も支払っている。その他の団体は日本CATV連盟本部で対応協議する準備ができていて協議がまとまり次第、各有線テレビジョン放送事業者へ報告が下りてきて対応することとなっている。</p> <p>また広島東洋カープ球団にもお願いに行き、岩国市は放送範囲だと口頭で許可をもらった。</p> <p>旧岩国市は同意で、広島に隣接している美和町等を不同意というのは、著作権等の権利問題を主張するRCCの説明には矛盾がある。</p>
④有線テレビジョン放送事業者がエリア拡張するにあたって、再送信地域も広がっていくのは問題があり、同意できない	<p>営利目的であるCATV局がエリア拡張をするるとともにRCCの放送エリアも広がっていくのは免許制度、放送エリアの観点から同意できない部分である。</p>	<p>共同受信施設の移管に関しては、営利目的の多チャンネルコースを押し付けるのではなく、共同受信施設救済の為に再送信のみのコースを月額900円として特別に設けている。</p> <p>また、岩国市域は両県の放送を見られることが当然となっているので、当社は「CATVに加入したら区域外波が見られる」という営業はしていない。</p>
⑤広島県のみCM(全国ネット、広島ローカル)の問題	<p>例えば、全国チェーン展開のコンビニエンス店が広島県限定のCMを流して、山口県民が誤解をすることがあるかもしれない。</p>	<p>地域限定のCMに関しては、視聴者側の認識の問題であり、今まで問題がおきたことはないと思われる。</p>
⑥災害情報放送時の責任問題が発生する可能性がある	<p>災害時に山口県内波を見ずにRC Cを見ていて逃げ遅れた等の話になると問題となるので、山口県民は山口県放送局を見るべきである。</p>	<p>これも視聴者側の認識の問題であり、今までもローカルニュース、災害情報、選挙情報など視聴者はチャンネルを使い分けて見ているので、問題は起きないと思われる。</p>

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

RCCが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

（1）法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 申請者の旧業務区域については、RCCの放送区域でもあるため平成4年より同意をしている。また、平成13年4月の申請者の業務区域拡張工事による再送信同意の際、今後計画されているRCCの放送区域を逸脱した地域での再送信は認めないことを申し入れし、申請者より「申し入れを遵守する」との回答を得ている。

今回同意を求められている業務拡張区域については平成18年の同意申請当初より、RCCの放送区域から逸脱していることや著作権問題などから、文書にて不同意を通知している。しかしながら申請者は、平成13年の両者間の確認があるにもかかわらず、業務区域を拡張しRCCの意向を無視して再送信を行っていた。本協議に際しても申請者は、同意なき再送信は違法行為であることを認めている。また、申請者の平成19年6月15日の株主総会で、RCCに対する違法行為を認めているが、株主としてのRCCからの要求にもかかわらず、議事録にその事実を残そうとしない。

申請者は同意を得ずに実施していた業務拡張区域の再送信を、RCCの要求により止める際に、契約者に対して「弊社のアナログ放送再送信サービスにつきまして、これまで山口県内放送局および広島県内放送局と協議をして岩国市の状況を理解していただいた上で各局の許可を得、放送を再送信してまいりました」と事実と反する表記をした放送停止通知文を送付した。そしてRCCからの指摘と訂正要請により、訂正文書を契約者に出した経緯がある。このように契約者に対して自社の違法性を隠す虚偽の通知をしている。

加えて、株式会社広島東洋カープは「広島民放局が同意していることを条件に、アイ・キャンの再送信を認める」としているにもかかわらず、申請者は「カープから許可をもらっている」と、RCCに虚偽の報告をしている。

またRCCは平成18年5月以降、申請者から再送信についての協議要請がある度に誠実に対応し、RCCの考え方を説明してきたが、申請者はこうした経緯を無視し、RCCに何の事前連絡なく大臣裁定を申請している。

さらに、申請者は保守や工事などで再送信を止める際にRCCへの報告義務があるにもかかわらず、RCCへの連絡あるいは相談を一切して

いない。以上の点から申請者は、適格性を欠きながら大臣裁定を申請している。

イ RCCの再送信をどの地域で認めるかは、RCC固有の判断事項である。RCCとしては、「放送の意図としての地域」は「免許上の放送区域」であると考える。

この「意図としての放送地域」は「情報通信審議会」第3次中間答申でも、IPマルチキャスト再送信の地域性の取扱いにおいて、「再送信をどの地域に認めるかについては、基本的には放送事業者が判断すべき事項」、「放送事業者の判断を担保するため、再送信が行われるエリアを制御する機能を求めることは、一定の合理性がある」として、「放送の意図としての地域性」を認めている。

また、「免許上の放送区域」は、総務省令「放送局の開設の根本的基準」第2条の第11号で定義され、電波監理委員会告示昭和27年第1923号により、全国の都市ごとに放送区域として確保すべき電波の強さが指定されている。

さらに、電波法においては総務大臣の権限として「放送用周波数使用計画」を策定することが明記されている。この周波数使用計画は歴史的経緯、地理的条件から勘案して、放送事業者の置局が周波数の公平かつ能率的使用に合致するように策定されている。

以上のことから、問題になっている再送信は、申請者の業務区域が拡大したことによる営業上の理由からに過ぎず、RCCの「放送の意図としての地域」及び「免許上の放送区域」を逸脱している。

ウ 昭和56年に広島県と「災害時における放送要請に関する協定」を結んでいる。この協定の趣旨は、県から災害についての放送を求められた場合、「内容を検討し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統についてその都度決定し、放送するものとする。ただし、放送できないとき又は、放送要請をした事項に疑義があるときは、直ちに県にその旨を連絡するものとする」というものである。RCCは地域免許制度の下で、自治体から得た災害情報を自らの判断で地域住民のために放送し、自治体もそれを強く望んでいる。広島県の他には、昭和60年に同名の協定を広島市とも結んでいる。山口地区においても、すべての地元民間放送事業者及びNHK山口放送局と山口県との間で、同名の協定が締結されている。

また、平成17年に「市町、県、放送事業者の間の避難勧告等の情報伝達体制に関する会議」の中で、当時の総務省中国総合通信局の放送課

長が、「災害時には必ずテレビやラジオをつける重要さが、改めてクローズアップされている。全ての放送局で、同じタイミングでできることが大切」と挨拶している。これは、総務省も地元放送事業者の災害放送について強く望んでいることを象徴的に表す発言だと受け止められる。

こうした状況の中、区域外再送信の視聴が常態化することになると、地元放送事業者による居住区域における有事の際の放送や緊急災害情報が伝わらないことが危惧され、ひいては住民の生命や財産が脅かされることとなる。

また、地元放送事業者が放送する行政情報など地元情報に接する機会が減ることにもなり、これは住民にとって著しく不利益になるものと思われる。

エ 民間放送事業者の主たる収入源であるCMは、広告主や視聴者への影響に配慮して慎重に取り扱っている。また、同じ系列の同じ番組でも、地域によってCMが異なることも少なくない。

特定の商品需要拡大を目的として、地域限定CMやキャンペーンCMをスポット的に放送することがよくあるが、区域外にこのようなCMが再送信されることは、広告主の意図に反するばかりでなく、視聴者に対して誤った情報を流すことになり混乱を招くことになる。

一方で、山口県を対象としないCMが山口県内に流れることは、山口県の地元経済の活性化という面からも好ましくない。広告媒体としてのテレビは、地元企業の発展に寄与するものと考えられる。山口県においても、地元放送事業者の媒体力が低下することは、地元経済にとって明らかなマイナス要因となる。

オ RCCの放送する番組はプロ、アマチュアの区別なく、多くの方から番組内の著作物使用許諾を受けて成り立っている。もともとRCCと申請者とは、権利者5団体のみならず、アウトサイダー（その他の団体および個人の権利者）も含めて申請者が権利処理を行うという前提で旧業務区域のみ再送信同意契約を交わしている。しかし、申請者が権利処理を実際に行っているという実績は確認できない。

現在、申請者は、5団体の権利処理については対応済みとの見解を示しているが、RCCはいまだ協議途中と認識している。またアウトサイダーへの権利処理対応について、RCCに具体的な提示は今までに一切ない。

このように申請者は、著作権対応が不明確な上、新業務区域において

は、RCCが停止を要求するまで許諾なき再送信を行うという、著作権法上の違法行為も行っていった。

また、再送信においては、法の同意と著作権法に基づく許諾という2つの基準が存在する不整合がある。

著作権においては、放送番組に含まれる著作権などの具体的な権利処理方法は、法律や契約に基づき民間で協議すべき事項である。国がこれらの事項を棚上げにし、大臣裁定により再送信同意を強制することには大きな問題がある。

カ 県域免許制度は電波の有限希少性に基づくものであることは言うまでもないが、その電波の利用者たる民間放送事業者に対して、国は、様々な義務と責任を付加し、勝手な運用ができないように制度付けてきた。その最たる課題が現在進行中のデジタル化設備投資に見られる放送区域内あまねく視聴可能化義務であり、また発足以来果たしている番組総合編成の中での地域の日常的情報ライフラインとしての責任である。

その双方を満たす努力を地方の民間放送事業者が続けているからこそ、一般的に、当該放送区域内の視聴者は他の放送区域のチャンネルから遮断されることを許容してきた。逆に言えば、他の放送区域のチャンネル遮断が許容されなければ、地方の民間放送事業者の経営は初めから成り立たない。この点が有線テレビジョン放送とは根本的に異なる。

放送区域内視聴者と地方の民間放送事業者との、この双方向的補完関係が損なわれると、当該区域の民間放送事業者の経営に深刻な影響を及ぼすことは明らかで、このことは間違いなく放送区域内に対する情報発信力が衰退することを意味する。ここでも危機に直面するのは、地元に必要な情報をできる限り提供しようとする、情報の地方分権である。

他の区域から発信される情報には当該区域の情報は元々含まれておらず、まして東京から集中的に発信される情報にも、それを期待できるはずもない。

何よりも放送区域内に発生する緊急事態に際して、当該区域内の民間放送事業者がこれまで通りのライフライン役を果たせなくなるとするとき、その代役を有線テレビジョン放送事業者が果たせるとは思えない。

また、区域外における再送信、ならびに市町村合併による有線テレビジョン放送業務の区域外再送信エリアの拡大を安易に認めることは、際限のない有線テレビジョン放送業務区域の拡大を意味し、地上波放送の「地域免許制」を形骸化させ、結果的に地域住民が被害者となる可能性がある。

キ 法が改正され大臣裁定制度が導入された昭和61年当時は、少数チャンネル地域も多く、また有線テレビジョン放送事業者の大半が小規模で普及も順調ではなかった。裁定制度は有線テレビジョン放送事業振興策として導入された、という側面は否めない。

ところが、平成18年度の「自主放送を行う許可施設」は、2,050万世帯に達し、世帯普及率は40.1%に及んでいる。これは平成7年と比べて加人世帯で5.7倍、世帯普及率で4.9倍と、驚異的な成長ぶりである。また、この許可施設のうち有線テレビジョン放送を主たる事業とする営利法人311社の営業収益は、平成17年時点で3,850億円となっている。

そうした状況の中で、「再送信に同意しない正当な理由」が今もって平成61年の衆議院通信委員会答弁の5基準だけであるならば、ケーブルテレビ業界の著しい発展に目をつぶる時代錯誤の考え方と受け止めざるを得ない。また、この5基準は、本来有線テレビジョン放送を行う上で、当然実施しなければならない事柄にすぎない。法の設立当時の立法趣旨と現状が乖離していることが再認識されるべき状況にある。

区域外再送信の問題は昭和61年時点で導入された制度で判断すべきでなく、大臣裁定制度や「再送信同意の正当な理由」を抜本的に見直し、放送の「地域免許制度」に則した行政判断を期待する。

(2) 協議の経過

RCCは、平成18年5月から平成19年5月まで6回協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実を立証することが求められている。

については、以下において、RCCが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) 有線テレビジョン放送事業者としての不適格性を理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)アのとおりである。しかしながら、申請者は、過去RCCから再送信の同意を得た者であって、本件申請に係る区域については、現在再送信を停止している。また、申請者は、同様の事態の再発を防止するため、再送信を担当する役員を置き、重点項目として期限管理を厳しく行うとともに、RCCと十分に協議を行うこととしている。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(2) 再送信区域の拡大は「放送の意図としての地域」を逸脱することを理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)イのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(3) 地元放送事業者による地域の災害情報放送の重要性等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)ウのとおりである。しかしながら、緊急災害情報や地域情報を含め、どのような情報を摂取するかは、本来、情報の受け手である視聴者の自主的な選択がまず尊重されるべきものであり、放送事業者が十分な合理的理由なく、一方的に決定、制限できる事項とは認められない。そのため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、たとえ放送の意図が害されないとしても、区域外再送信によって山口県民の生命、安全が脅かされることとなる具体的危険性が認められるのであれば、その事実は考慮に値するが、RCCの主張には、考慮するに足る具体的証拠は掲げられておらず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (4) 区域外再送信のCM問題を理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)エのとおりである。しかしながら、広告主の意図に反するとの主張には、具体的事例や証拠が挙げられておらず、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲することをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。また、視聴者の混乱を招くとの主張についても、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (5) 著作権処理に問題があるということ等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)オのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (6) 地元放送事業者等への影響及び県域免許制度の形骸化をもたらすことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)エ及びカのとおりである。しかしながら、地元放送事業者等に影響があるとの主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

また、県域免許制度の形骸化をもたらすという主張についても、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

- (7) 大臣裁定制度等を見直すべきであること等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

RCCの主張は、2(1)キのとおりである。しかしながら、これは行政への要望事項であり、同意をしない正当な理由とは認められない。また、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることを

うかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、RCCが、申請者に対し、その広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。